

四日市市告示第144号

四日市市障害者福祉ホーム事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害者福祉ホーム事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市障害者福祉ホーム事業費補助金交付要綱（平成18年四日市市告示第381号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、月の初日に福祉ホームに入居している身体障害者の数に26,600円を乗じて得た額とする。ただし、入居前に市外に住所を有した者は除くものとする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、月の初日に福祉ホームに入居している身体障害者の数に26,600円を乗じて得た額とする。ただし、<u>市内に住所を有しない者及び</u>入居前に市外に住所を有した者は除くものとする。</p>

第1号様式を次のように改める。

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第9号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)